地域再生計画

1 地域再生計画の名称

和歌山県オリジナルうめ新品種育成、生産振興による地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県

3 地域再生計画の区域

和歌山県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本県のウメの主力品種は、全国的なブランドである「南高梅」であり、栽培面積の80%以上を占めている。この「南高梅」は梅干にすると品質的にも優れた品種であるが、収量が開花時の気象条件に大きく左右されるため、生産面で不安定であり、近年の冬場の異常低温や夏場の干ばつ等異常気象により収量が減少し、ウメ農家の経営を不安定にさせている。加えて、米食の減少や若者の梅干し離れにより梅干しの需要量自体が大きく減少しており、地域の基幹産業となっている梅関連産業にとって厳しい状況となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

本県は、日本一のウメ産地(収穫量全国1位、[62%])であるが、近年、梅干しの需要が減少し価格が不安定であったり、気象条件により収量が左右されることが多く、生産農家は経営的に厳しい状況に置かれている。そのため、梅干し以外の新たな加工品の需要が見込める品種や気候変動に強い新品種を育成することで、ウメ生産農家の所得向上を目指す。また、梅干し以外の新たな加工品の開発や、機能性に特化した加工品を開発することにより、新たな需要を創出し、加工産業も含めたウメ産地全体の更なる飛躍を目指す。

【数値目標】

事光明	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	VDI 444-III
事業開	増加分	増加分	増加分	増加分	増加分	KPI 増加 分の累計
(+)tLH7	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	カの糸司

育成した新品種							
を導入した経営	0	0	0	0	20	40	60
体数 (経営体)							
育成した新品種							
の苗木販売本数	0	0	0	0	200	400	600
(本)							
ウメ新品種登録	0	0	1	0	0	1	0
申請(品種)	0	U		0	0		2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

現在産地で普及している既存の品種やウメと交雑可能な類縁植物を親にした 交雑育種、あるいは産地内の優良系統の探索により、果肉色素、機能性成分といった加工品開発を行う上で、特徴のある原材料として有望な新品種の育成を行う。 また、近年、多雨や干ばつといった気象変動が産地における生産上の重要課題 となっており、これら気象変動に耐えうる新品種の育成により生産振興を図って いく。

これらの品種育成の取り組みを、生産農家や加工品開発・販売企業が密接に連携している日本一のうめ産地の中心地において施設整備することで、新品種の育成から生産現地への普及、そして加工品の開発が一体となり地域の活性化が図られていく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生拠点整備交付金(内閣府):【A3007(拠点整備)】

① 事業主体

和歌山県

② 事業の名称:ウメ新品種育成管理施設拠点整備事業

③ 事業の内容

県試験研究機関である果樹試験場うめ研究所に、ウメ農家やウメ加工企業から求められている新品種の育成に必要な施設整備を行い、新規加工品向け・高機能性品種の育成や高温・乾燥ストレス耐性品種の育成、病害抵抗性品種の育成に取り組む。これにより、既存品種や近縁種を親にした多様な新品種の育成や、また幼苗段階における様々な環境条件下での適応性の評価、選抜が可能となる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

県がこれまでのウメの品種開発研究のノウハウ等を活用してオリジナル 品種を育成する。産地内では、ウメ苗木生産業者が新品種の苗木を生産・販売し、生産農家が苗木を購入して果実生産を行い、加工企業が収穫された果実を原材料として新たな梅干し以外の加工品の開発や機能性に特化した加工品の開発・販売をそれぞれ担う。この様に、県、民間が一体となって新品種の果実生産から加工品の開発・生産・販売を密接に連携しながら取り組んでいく。

【政策間連携】

みなべ・田辺地域のうめ栽培は、果実生産だけでなく、梅干し生産やそれに携わる関連産業が地域経済の中核をなしている。また、2月の開花時期にはサクラとはまた違った美しさを持つウメの花が、「観梅」として多くの観光客を呼び込む観光資源ともなっている。

2015年には「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定され、これまで梅の生産、製造拠点としてとしか捉えられていなかった梅の「観光的価値」や「文化的価値」にも着目し、日本の文化や梅「UME」文化などの地域の魅力を世界に発信している。地域一丸となって外国から本地域への誘客促進に取り組むことにより、梅産地のさらなるブランド力アップ、地域資源の高付加価値化を推進している。

これらと連携し、梅のさらなるブランド化・地域資源の高付加価値化を推進することにより、梅の消費拡大、生産量の増加に繋げていく。

【地域間連携】

本県うめの主産地である日高・西牟婁地方では、市町村(みなべ町、印南町、日高川町、田辺市、上富田町)、JA(JA紀州、JA紀南)に加え生産者の代表(13名)で構成する「紀州うめ研究協議会」が組織されている。「紀州うめ研究協議会」では、うめの生産振興を図ることを目的に高品質うめの安定生産、新技術開発への支援等を行っており、新品種育成に関する地域ニーズの把握や新品種普及、産地化に対しても関係地域、関係機関で緊密な連携を図っていく。

【自立性】

平成33年度からは育成した新品種の苗木販売による品種利用許諾料の 収入に加え、果樹試験場うめ研究所内において育成した新品種の果実生産を 増やし販売収入を増加することで自立した運営を行っていく。

⑤ 重要業績評価指標(KPI)及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	KPI 増加
		増加分	増加分	増加分	増加分	増加分	分の累計
	(現時点)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	刀切米町
育成した新品種							
を導入した経営	0	0	0	0	20	40	60
体数 (経営体)							
育成した新品種							
の苗木販売本数	0	0	0	0	200	400	600
(本)							
ウメ新品種登録	0	0	1	0	0	1	2
申請(品種)	U	0	1	0		1	Δ

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を和歌山県が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

産学金の外部有識者による評価委員会で検証を実施し、検証結果を県議会 半島振興・地方創生対策特別委員会に報告するとともに、目標値に届かない 場合は事業内容の見直しを実施する。

【検証結果の公表の方法】

検証結果は県ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

・法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】 総事業費 24,111千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成35年3月31日(5ヵ年度)

9 その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 試験普及調整事業 (農林水産研究競争力アップおよび基礎研究)

事業概要:特徴的な色素や機能性成分を多く含む新品種の育成や加工品の

開発を行う。また耐病性、開花期、収穫期、果実サイズ等、ウ

メの有用形質の早期選抜を可能にする手法を開発する。

実施主体:和歌山県

事業期間:平成31年度~平成34年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成35年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を和歌山県が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

産学金の外部有識者による評価委員会で検証を実施し、検証結果を県議会半島振興・地方創生対策特別委員会に報告するとともに、目標値に届かない場合は事業内容の見直しを実施する。検証結果は県ホームページで公表する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30 年度 増加分 1 年目	H31 年度 増加分 2 年目	H32 年度 増加分 3 年目	H33 年度 増加分 4 年目	H34 年度 増加分 5 年目	KPI 増加 分の累計
育成した新品種 を導入した経営	0	0	0	0	20	40	60

体数 (経営体)							
育成した新品種 の苗木販売本数 (本)	0	0	0	0	200	400	600
ウメ新品種登録 申請(品種)	0	0	1	0	0	1	2

「育成した新品種を導入した経営体数」及び「育成した新品種の苗木販売本数」については、県育成新品種の品種利用許諾契約に係る事務処理を行う和歌山県農林水産部研究推進室が毎年4月末に品種利用許諾契約相手先からの実績報告により把握する。

「ウメ新品種登録申請」については、種苗法に基づく品種登録申請書の申請処理事務を行う和歌山県農林水産部研究推進室が申請時に把握する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年度、和歌山県が3月末時点で県ホームページにより公表を行う。